

令和4年度実施

南部地域へ体験教育旅行を実施する学校へ 児童・生徒一人当たり最大5000円を補助します！

県内の学校が南部地域の豊かな自然や歴史文化を体験する教育旅行を実施する場合に、その費用を支援します。

なお、北中勢地域や伊賀地域を訪問する教育旅行については、本補助金とは別の支援制度（県内教育旅行促進支援事業（県観光局実施））があります。

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の状況から、令和4年度も南部地域への教育旅行の促進を図り、宿泊・観光業など、新型コロナウイルス感染症により影響を大きく受けている地域経済の回復を支援します。また、子どもたちの豊かな自然や歴史文化を有する南部地域への愛着を育みます。

南部地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

体験教育旅行：学校行事として企画し、2月までに校外で実施する修学旅行、社会見学、自然教室、遠足等であって、自然、歴史、文化等の体験等により、南部地域への愛着を育むもの又は南部地域での学びの機会となるもの

児童・生徒1人当たり1,000円～5,000円

学校の所在地と体験教育旅行の実施先、宿泊の有無により変動します。

受付期間（必着）

【4月に出発する予定の体験教育旅行】

令和4年4月1日（金）～4月11日（月）17時

【5月以降に出発する予定の体験教育旅行】

令和4年4月1日（金）～出発日の前月10日17時

（10日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、それらの日の翌日17時）

例）5月31日に出発する修学旅行の場合、4月11日（月）17時までに申請する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、急な行程の見直しが発生するなどした場合に限り、例外的に、旅行出発日の前日まで申請ができます。

申請はメール又は郵送のみ

データ集計のため、可能な限りメールでの申請にご協力ください。その際は、申請書をPDF化等せずに、エクセルファイル形式のまま送付ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から持参による提出はお控えください。

1. 補助対象者

三重県内の小学校、中学校、義務教育学校（小中一貫）、高等学校、中等教育学校（中高一貫）、特別支援学校、高等専門学校です。

ただし、県立学校については、直接申請することができません。県立学校から旅行の企画依頼を受けた旅行者から申請する必要があります。

2. 補助対象事業

三重県内の学校が学校行事として企画し、令和5年2月28日（火）までに校外で実施する遠足、社会見学、自然教室、修学旅行等であって、**南部地域を訪問先とし、南部地域の豊かな自然、歴史、文化等の体験等により、南部地域への愛着を育むもの又は南部地域での学びの機会となるもの**を対象とします。

複数回実施する場合は、それぞれ実施期間（旅行）ごとに申請が必要です。

南部地域では、次のような体験メニューが提供されています。体験教育旅行の企画の参考としてください。

林業体験、木工体験、干物づくり体験、漁業・釣り体験、カヌー・シーカヤック体験、川下り体験、みかん収穫・稲刈り等農業体験、キャンプ場での宿泊体験、語り部解説付き熊野古道ウォーク、郷土料理調理体験、体験型自然環境学習など

3. 申請期間

【4月に出発する予定の体験教育旅行】

令和4年4月1日（金）～4月11日（月）17時（必着）

【5月以降に出発する予定の体験教育旅行】

令和4年4月1日（金）～出発日の前月10日17時（必着）

（10日が土曜・日曜・祝日にあたる時は、それらの日の翌日17時）

出発する月	申請期限	出発する月	申請期限
4月	4月11日（月）17時	10月	9月12日（月）17時
5月	4月11日（月）17時	11月	10月11日（火）17時
6月	5月10日（火）17時	12月	11月10日（木）17時
7月	6月10日（金）17時	1月	12月12日（月）17時
8月	7月11日（月）17時	2月	1月10日（火）17時
9月	8月10日（水）17時		

申請期限は出発する日の属する月を基準に決まります。5月31日（火）に出発し、6月2日（木）に帰着する修学旅行の場合、出発する月は5月ですので、申請期限は4月11日（月）17時となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、急な行程の見直しが発生するなどした場合に限り、例外的に、旅行出発日の前日まで申請ができます。

4. 補助額

参加した児童・生徒の人数×該当する補助金単価（下表「補助金単価表」をご参照ください。）

【注意事項】

学校の所在地と旅行先、宿泊の有無により補助金単価が異なります。

実際に体験教育旅行に参加した児童・生徒数を対象とし、**教員等引率者は除きます。**

補助金の支払いについては、事業実施後の精算払となります。また、**補助金額は実費額（実際にかかった費用から市町等からの補助金等を除いた額）を上限**とします。

【補助金単価表】

学校の所在地	事業区分	体験教育旅行実施場所別の参加児童・生徒 1 人当たりの補助金単価
1 東紀州地域内の学校 (尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 1,000 円
		伊勢志摩・紀勢地域 1,500 円
2 伊勢志摩・紀勢地域内の学校 (伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町)	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 1,500 円
		伊勢志摩・紀勢地域 1,000 円
3 上記を除く県内の学校	日帰りの体験教育旅行	東紀州地域 2,000 円
		伊勢志摩・紀勢地域 1,500 円
4 全ての県内の学校	南部地域内で 1 泊以上の宿泊を伴う体験教育旅行	上記単価に 3,000 円を加算 (宿泊日数に関わらず加算額は同額です。)

5. 申請に必要な書類

申請に必要な書類は次のとおりです。

南部地域体験教育旅行促進事業費交付申請書（第 1 号様式）

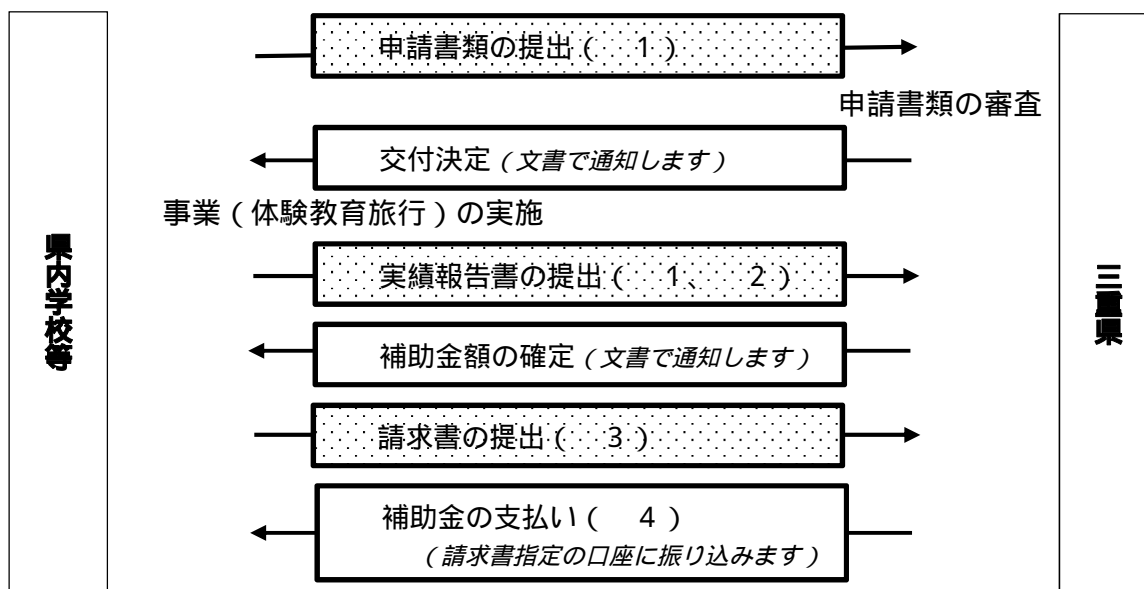
旅行行程表など旅行計画が分かる書類のコピー

旅行業者が申請する場合は、学校から旅行の企画依頼を受けたことが分かる書類（依頼文、契約書等）のコピー

交付申請書等の様式や交付要領は、準備が整い次第、三重県ホームページ（「南部地域体験教育旅行補助金」で検索）に掲載します。三重県ホームページからダウンロードしてご確認ください。

なお、三重県ホームページからダウンロードできない場合は、次頁提出先（nanbu@pref.mie.lg.jp）までメールにて、件名に「(学校名)南部地域体験教育旅行補助金申請書希望」と記載の上、ご連絡ください。

6. 申請に係る手続、及び の計3回手続(書類の提出)が必要です。



- 1 交付申請書(第1号様式) 実績報告書(第8号様式)は、可能な限りメールで提出してください。押印は不要です。
- 2 実績報告書は、事業(体験教育旅行)終了後原則30日以内に提出してください。
- 3 請求書(第10号様式)も押印が不要ですので、メールで提出可能です。
- 4 振込予定日の通知は行いません。

7. 留意事項

- ・ 交付決定後、転入等により参加児童・生徒数が増となるなど、補助金額の増額が必要な場合は、旅行出発前までに変更交付申請書(第3号様式)を提出してください(旅行実施後の提出不可)。
- ・ 県内教育旅行促進支援事業(県観光局実施)と重複して申請しないようご注意ください。
- ・ 県内教育旅行促進支援事業(県観光局実施)とは提出先が異なります。提出先を間違えないようご注意ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を徹底のうえ、体験教育旅行を実施してください。
- ・ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求められます。このほか、当該事業の詳細は、交付要領をご確認ください。

<申請書の提出先> 可能な限りメールでご提出ください

Email : nanbu@pref.mie.lg.jp

メールの件名は「【南部補助金】学校名 申請」としてください。

件名に【南部補助金】が含まれるメールに対し、自動返信機能により返信を行います(土・日・祝日などの閉庁日や夜間に送付された場合、返信が翌日以降になることがあります。)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県庁 南部地域活性化推進課 体験教育旅行補助金係

「(学校名)体験教育旅行補助金申請書在中」と記載してください。

<問合せ先>

三重県庁 南部地域活性化推進課 体験教育旅行補助金係

電話 059-224-2192 (受付時間: 9時~12時、13時~17時)

Email : nanbu@pref.mie.lg.jp